

Title	許大齡著, 清代捐納制度, 燕京學報專號之二十二
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.3 (1952.) ,p.176(431)- 177(432)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520000-0176

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

許大齡著 清代捐納制度

燕京學報專號之二十二

一九五〇年六月 燕京大學哈佛燕京學社出版

國家が臣民に對し官職を與ふことを條件として、一定の金額を納付せしめる制度は所謂賣官賣爵であつて、中國では歴代の王朝が層々採用したものである。近代ではこれを捐納といつた。蓋しこの制度は古來、官吏となることを特に名譽とする中國人の特性に投合し、而して國家はこれによつて、餘裕ある階級より一時に巨額の收入を得ることが出來、臨時の經費の不足を補ひ得たからである。殊に民間に餘裕の出來た近代では捐納が盛に行はれて、これが單に財政上の問題のみならず、一般行政から、更に種々の社會上の問題まで惹起したことは周知の所である。然るにこの清朝史上の重要問題を根本的に研究したものは從來、全く無かつた。本書は即ちこの問題を始めて詳細に論考した大著であるが、中共治下の北京で、昨年刊行された新著であり、我國に於いては未だ多く知られてゐないやうであるから、こゝに紹介する次第である。

先づ本書の構成を言へば、第一篇沿革、第二篇組織、第三篇影響の三篇に分ち、その前後に緒論及び結論を附してゐる。

緒論には清代捐納制度の前提として、秦漢以來明末に至るまでの中國歴代の捐納制度の歴史を略述してゐる。そして特に明の景泰元年に始まつた捐職と納監について詳しく記し、これより捐納が頻繁になり、清代の捐納の起源をなしたといふ創見を立てゝゐる。

第一篇沿革は第一章清代捐納概説、第二章開創期、第三章因襲期(上)、第四章因襲期(下)、第五章變更期の五章に分つて、清代捐納制度の變遷を概述してゐる。その中、第一章清代捐納概説は捐納を行つたのは政府が經常費のみでは不足の急需の場合であるが、清代には軍需・河工・賑災・營田の凡そ四事があつたこと、而してその中で最大なのは軍需であり、三藩の亂、噶爾丹征討、羅布藏丹津の叛、金川討伐、白蓮教の亂、太平天國、捻匪等、清朝の重大なる用兵の際にはいづれも開捐したが、阿片戦争後、列國との交争が激しくなると、益々開捐を行ふ機會が多くなつたことを述べてゐる。河工とは黄河、淮河等の氾濫に對しての防禦工事であり、賑災は水旱兵災に際しての賑捐であり、營田は遼東・貴州中・雲南等の墾荒移民であり、これ等に際しても非常に多くの開捐を行つたことを明かにしてゐる。

第二章開創期では康熙朝の捐納を取り扱ひ、清代捐納開始の日期、原因等を考證してゐる。第三章因襲期(上)は雍正・乾隆兩朝の捐例を論じ、第四章因襲期(下)は嘉慶・道光兩朝の事例を考察

してゐる。因襲期(上)は清の極盛時で、國庫に餘裕あり、捐納も頻發しなかつたが、因襲期(下)には漸く捐納制度も冗濫になつたとしてゐる。第五章變更期は咸豐年間から清末宣統年間までの捐納を記し、この期には清朝の財源日に竭き、加ふるに内外多端で、支出多きため、殆ど連年の開捐があつたことを述べてゐる。

第二篇組織は第六章暫行事例與現行常例、第七章銀數、第八章銓法の三章を含む。暫行事例與現行常例では特異の原因により、期限を定めて臨時に行つた捐納の事例と、清末に行はれた常時の捐納事例である現行常例とを説いてゐる。銀數では幾何の銀數を納めると如何なる實官若しくは虚銜を得たかを詳述してゐる。銓法では捐納によつて得る官職の順番即ち分班銓校を明かにしてゐる。

第三篇影響は第九章康熙開捐之友應、第十章捐納之弊、第十一章停捐策略の三章より成り、捐納には官吏が姦詐をなして種々の弊害があるので、開創期から反對が多く、捐納を停廢せんとして、鑛廠を開くとか、商務を興すとか、捐納を停めて、その銀數を課税によつて補ふとか多くの論者によつて、計策が圖られたことを述べてゐる。

結論では弊害のみ多い捐納が、清一代停止せられず、層々行はれたのは何故かを論じてゐる。それは、一、清代を通じて用兵があり、軍需が多かつたこと。二、科擧出身の官吏を牽制せしめる

目的から捐納官吏を用ひたこと。三、清朝が滿洲人の科擧通過の困難を免れしめるために捐納を行つて、滿洲人官吏を採用し優遇した。こと以上の三理由を擧げて全卷を結んでゐる。

なほ本書の沿革篇には清一代の捐例が表示してあり、その開捐日期・捐名・請捐人・原因等が見易くしてあるのは、第七章銀數の後に附した歴屆貢生監捐納官職銀數表・郎中道員知府知州知縣從九未入流等捐納表・籌餉鄭工海防三例花樣銀數表・京員取結定章表・外任取結定章表の六表と共に、研究者に多くの便宜を與ふるであらう。

以上、極めて簡略にその内容を紹介したが、これまで清代捐納制度に關するままとまつた書物は一冊も無かつたのであるから、一般的影響その他の點の考察について未熟不十分を免れない感もなはない。しかし本書は實錄や則例は勿論、各種の事例章程や、詔令、奏議、筆記等をも搜集して、煩雜を厭はず整理して成つたもので、その努力苦心の程は想像に餘る。中には外間からは得られない資料も多く含まれてゐる。この意味に於いて、本書は清代社會經濟史研究の貴重な基礎を築いたものと言へよう。

(和田 博徳)